

札幌市南区子育て支援キャラクター「さくらんぼちゃん」

使用マニュアル



南区子育て支援キャラクター
さくらんぼちゃん

札幌市南区健康・子ども課子育て支援担当係

目 次

1	さくらんぼちゃんについて	P1
2	使用上の注意	P2
3	使用許可の制限	P3
4	申請にあたっての留意事項	P3
5	意匠使用申請について	P4
6	イラストデザインについて	P5
7	Q & A	P6

1 さくらんぼちゃんについて



南区子育て支援キャラクター
さくらんぼちゃん

- 札幌市南区の森で生まれた妖精。
お友達に会いに、森から遊びに来ている。
- ペロッとでた舌がチャームポイント。
- 友達はセキレイの「セキレイコさん」
- オリジナルソング「さくらんぼちゃん」でダンスをする。



友達のセキレイ
セキレイコさん

2 使用上の注意

南区子育て支援キャラクター「さくらんぼちゃん」（以下「さくらんぼちゃん」という。）は

- (1) 南区の子育て家庭を応援
- (2) 南区の子育ての取組みをPR
- (3) 南区の子育てを支えてくださる皆様の支援 を目的としたキャラクターです。

- ・「さくらんぼちゃん」に関する著作権は、札幌市に帰属しているため、意匠を無断で複製、使用することはできません。
- ・「さくらんぼちゃん」の意匠を使用する場合は、「南区子育て支援キャラクター『さくらんぼちゃん』」の表記が必要です。
(⇒5ページ)
- ・「さくらんぼちゃん」は無料で使用できますが、下記①～⑥以外は、必ず事前に意匠の使用申請を行い、許可を得てください。

使用される方	使用許可 申請
① 個人又は家庭内（営利を目的としない）	不要 ※
② 札幌市の機関	不要 ※
③ 札幌市南区が構成員となっている団体等	
④ 札幌市内の学校等（教育の目的）	
⑤ 報道機関（報道及び広報の目的）	
⑥ 札幌市が主催又は主催となって実施するイベント等	
⑦ 上記①～⑥に該当しない場合	必要

※ 意匠の使用申請が不要の場合も、意匠の使用に関しての注意事項を必ず守り、正しく使用してください。

「さくらんぼちゃん」の活動の励みになりますので、南区子育て支援担当係に使用する旨、ご連絡いただけますと幸いです。



3 使用許可の制限

「さくらんぼちゃん」の使用が次のいずれかに該当する場合は、使用できません。

- (1) 「さくらんぼちゃん」又は南区のイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、団体、政治、思想、宗教の活動に使用されるおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 第三者の利益を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標、意匠として独占的に使用する、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 「さくらんぼちゃん」の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められたとき。
- (7) このマニュアルの不適當のデザインの使用方法に該当するとき。
- (8) その他、南区長が使用について不適切と認めたとき。

4 申請にあたっての留意事項

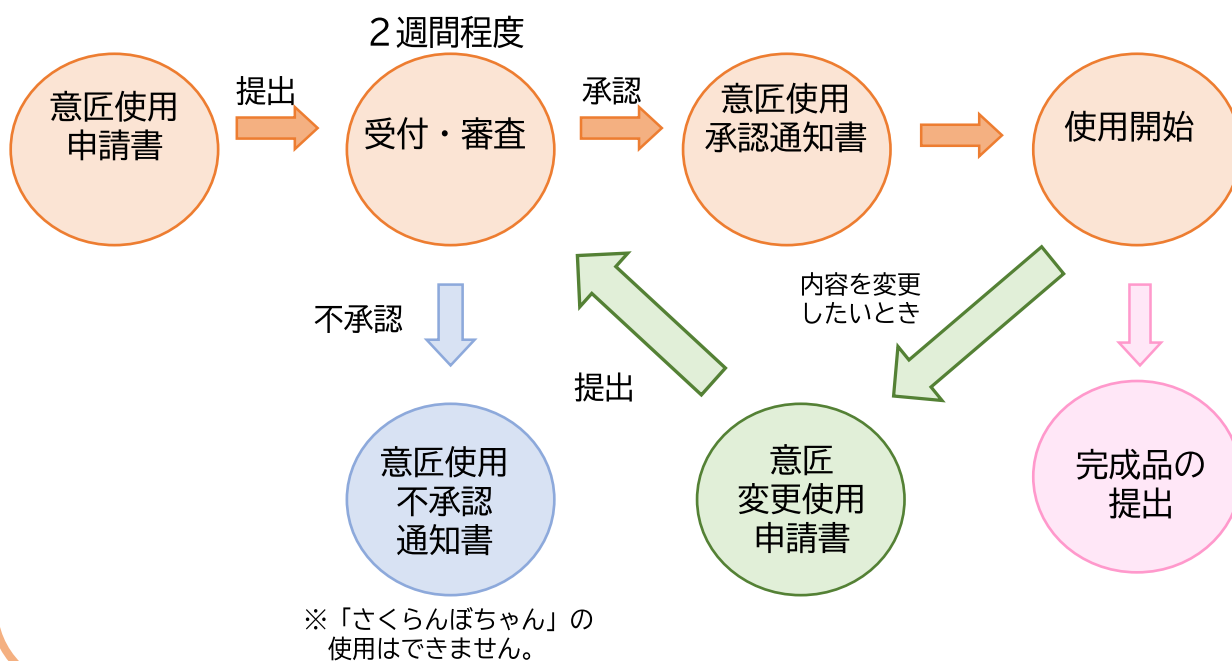
- (1) 「さくらんぼちゃん」の使用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、札幌市は一切の責任を負いません。

- (2) 使用許可は、札幌市が権利を有する「さくらんぼちゃん」を使用することを許可するものであり、意匠使用承認通知を受けた者に何らかの権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

5 意匠使用申請について

「さくらんぼちゃん」の意匠を使用する際、使用申請が必要な場合があります。事前に承認を受けてください。

申請書等の提出先、受付後の流れ

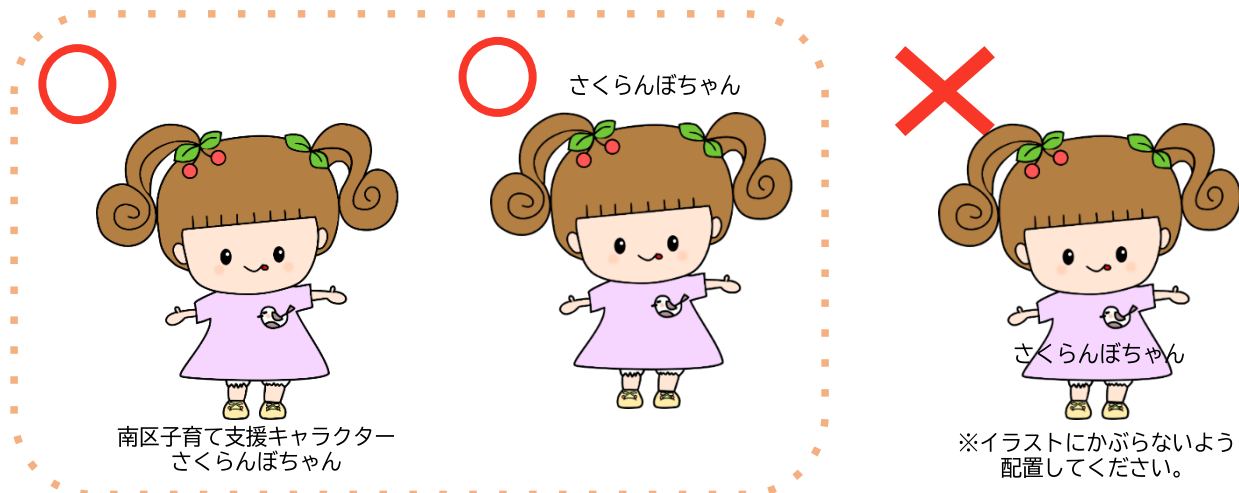


- 申請書類の記入方法等につきましては、お気軽にご相談ください。
- 受付後の審査には時間がかかります。使用の2週間前（土日、祝日を除く）には提出してください。
- 意匠使用承認期間
最大1年間です。承認期間満了後、引き続き使用する際は、再度申請を行ってください。
- 完成品は、現物を「申請書等の提出先」へ郵送、持参してください。
提出が困難なものは、写真可。
ホームページや広告の場合は、印刷したもの等を提出してください。
- 申請書等の提出先
〒 005-0014
札幌市南区真駒内幸町1丁目3-2
南区健康・子ども課 子育て支援担当係宛
- ※ 郵送の場合は、封筒に「さくらんぼちゃん」意匠使用申請書在中とご記入ください。

6 イラストデザインについて

「さくらんぼちゃん」の意匠の使用に関しては、以下の事項を厳守してください。

- (1) 「さくらんぼちゃん」を使用する際は、イラスト近傍に著作権表示として「南区子育て支援キャラクター さくらんぼちゃん」又は「さくらんぼちゃん」を明示してください。



- (2) 変形、色の変更、加工しての使用はできません。



※ただし、手に商品を持たせる、写真との合成は構いません。

《「さくらんぼちゃん」に持たせてよいもの》

○例：さくらんぼ、コスモス等、特定できないもの
(特定の商品情報ではないもの)

×例：商品名／商品画像／企業名／企業ロゴの入ったもの

- (3) 特定の個人や団体、商品のPRにつながるような表現はできません。

※ その他、意匠の使用や名称に関して判断がつかない場合はお問合わせください。

7 Q&A

Q 申請を出してから、どのくらいで承認されますか？

A 受付審査に2週間程度時間がかかります。
修正等がある場合は、更に時間がかかることがありますので、余裕をもって申請してください。

Q チームユニフォームに「さくらんぼちゃん」を使用したい。

A チームキャラクター等と誤解されないよう、「南区子育て支援キャラクター『さくらんぼちゃん』」又は「さくらんぼちゃん」の表記を入れてください。意匠使用許可申請の手続きをいただき、承認された場合使用できます。

Q 数種類の「さくらんぼちゃん」を使いたい！申請はイラストごとに必要？

A 制作物ごとの申請になるため、1申請で数種類の「さくらんぼちゃん」を使用できます。

Q ガイドブックやパンフレット制作を委託されている場合、「さくらんぼちゃん」の申請は制作会社でよいのか。

A 委託元となる出版社や各事業者からの申請が必要となります。

Q 会社の資料に「さくらんぼちゃん」を使いたい。

会社のキャラクターと誤解されないよう、「南区子育て支援キャラクター『さくらんぼちゃん』」又は「さくらんぼちゃん」の表記を入れてください。また、使用する資料の確認も必要となります。

Q 「さくらんぼちゃんおすすめ！」などの表現をしたい。

A 「さくらんぼちゃん」が特定の商品や企業、団体を薦めるような表現はできません。



問合せ先

〒 005-0014 札幌市南区真駒内幸町1丁目3-2
札幌市南区健康・子ども課子育て支援担当係
TEL 011-588-5411 FAX 011-584-0874